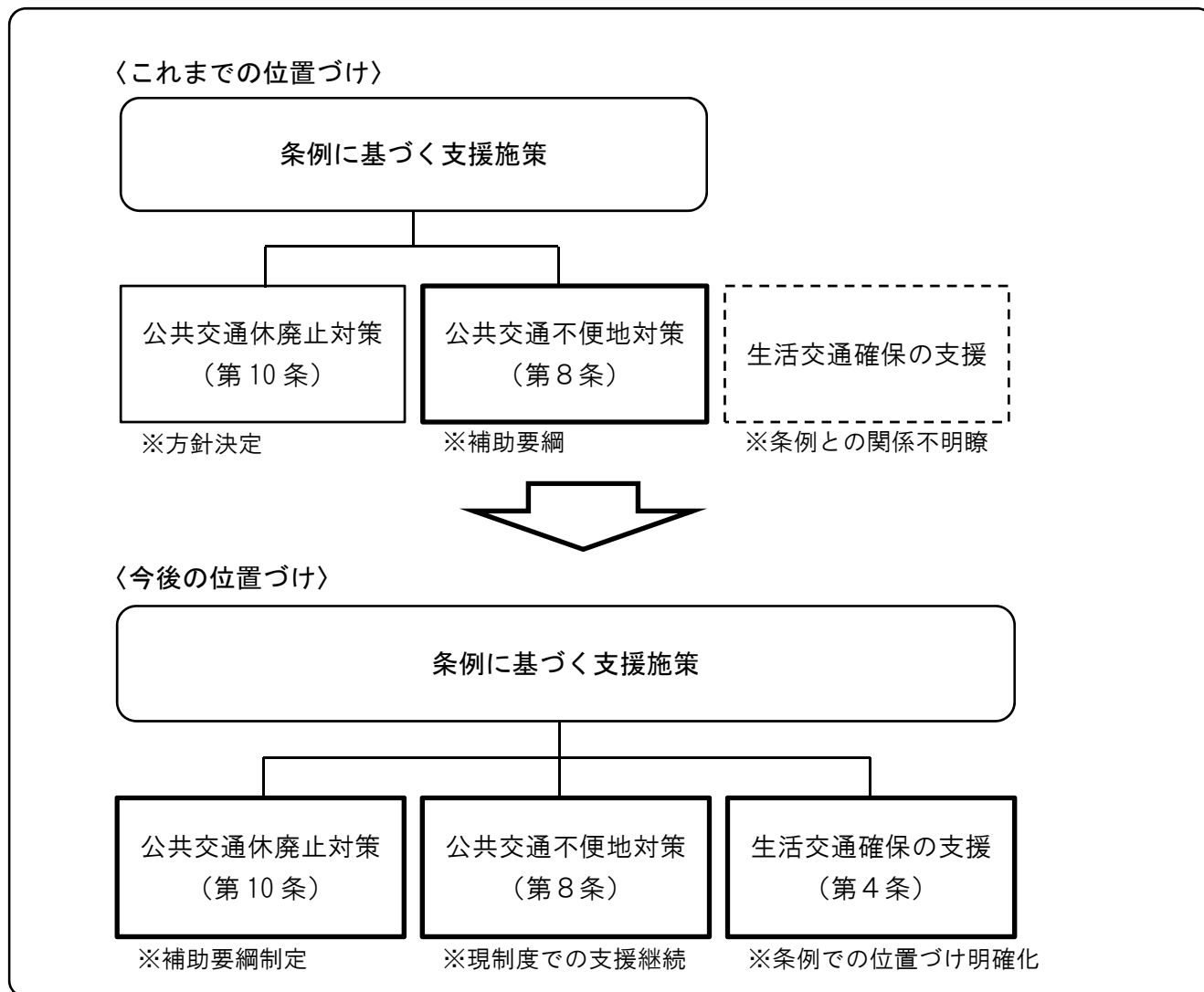


■「生活交通条例」に基づく支援施策について

【公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（H22.12.28 施行）】

附則 2 市は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

【条例に基づく支援施策について】



【今後の対応】

○条例に基づく支援施策について、以下の通り対応を図る。

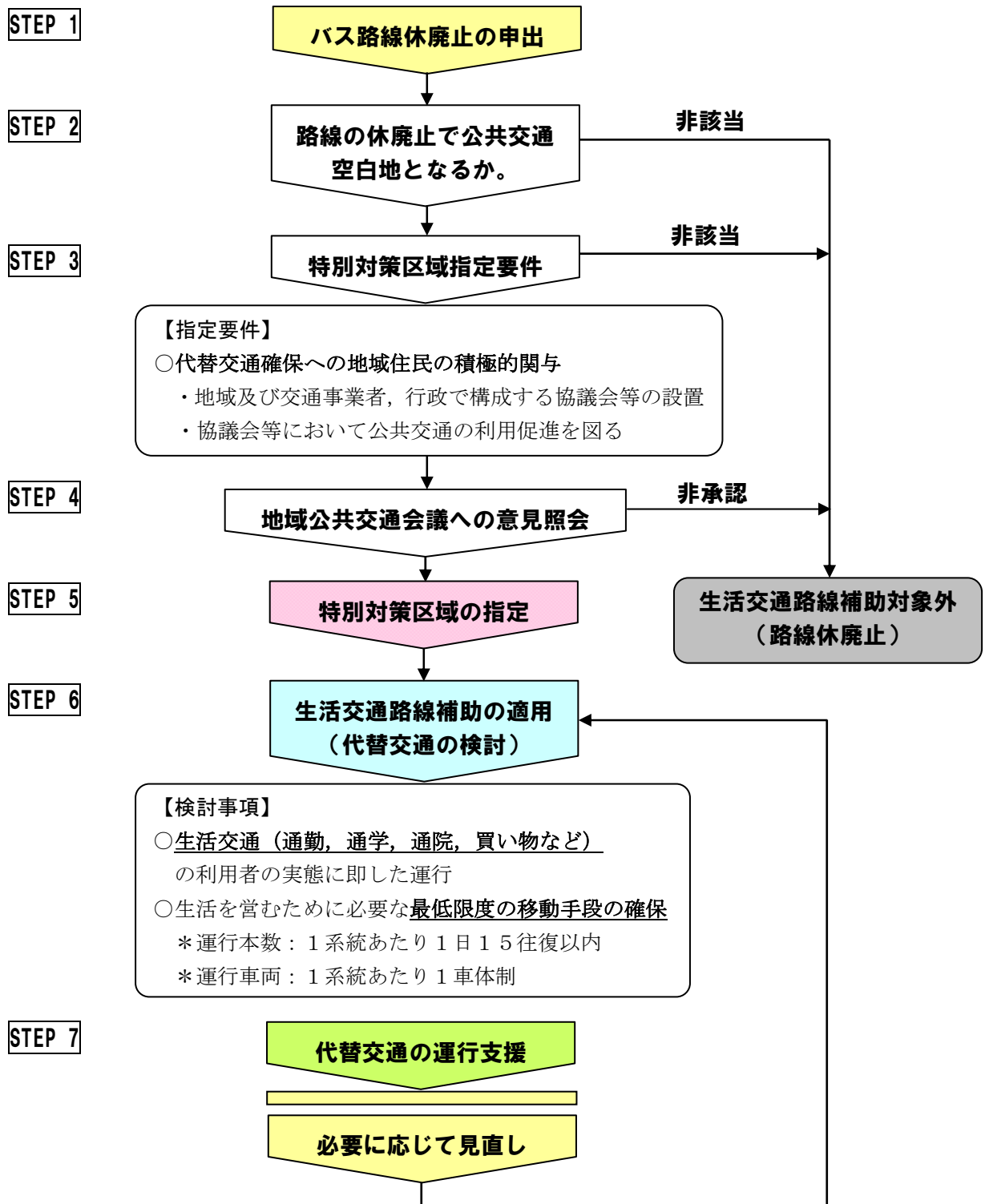
- (1) 市域全体を対象に、地域と交通事業者による生活交通確保の取り組みを、広報活動などにより支援する。
- (2) 公共交通不便地について、現制度に基づき継続的な支援を図る。
- (3) 公共交通休廃止対策について、要綱を制定する。

□条例に基づく休廃止対策補助に係る要綱制定について

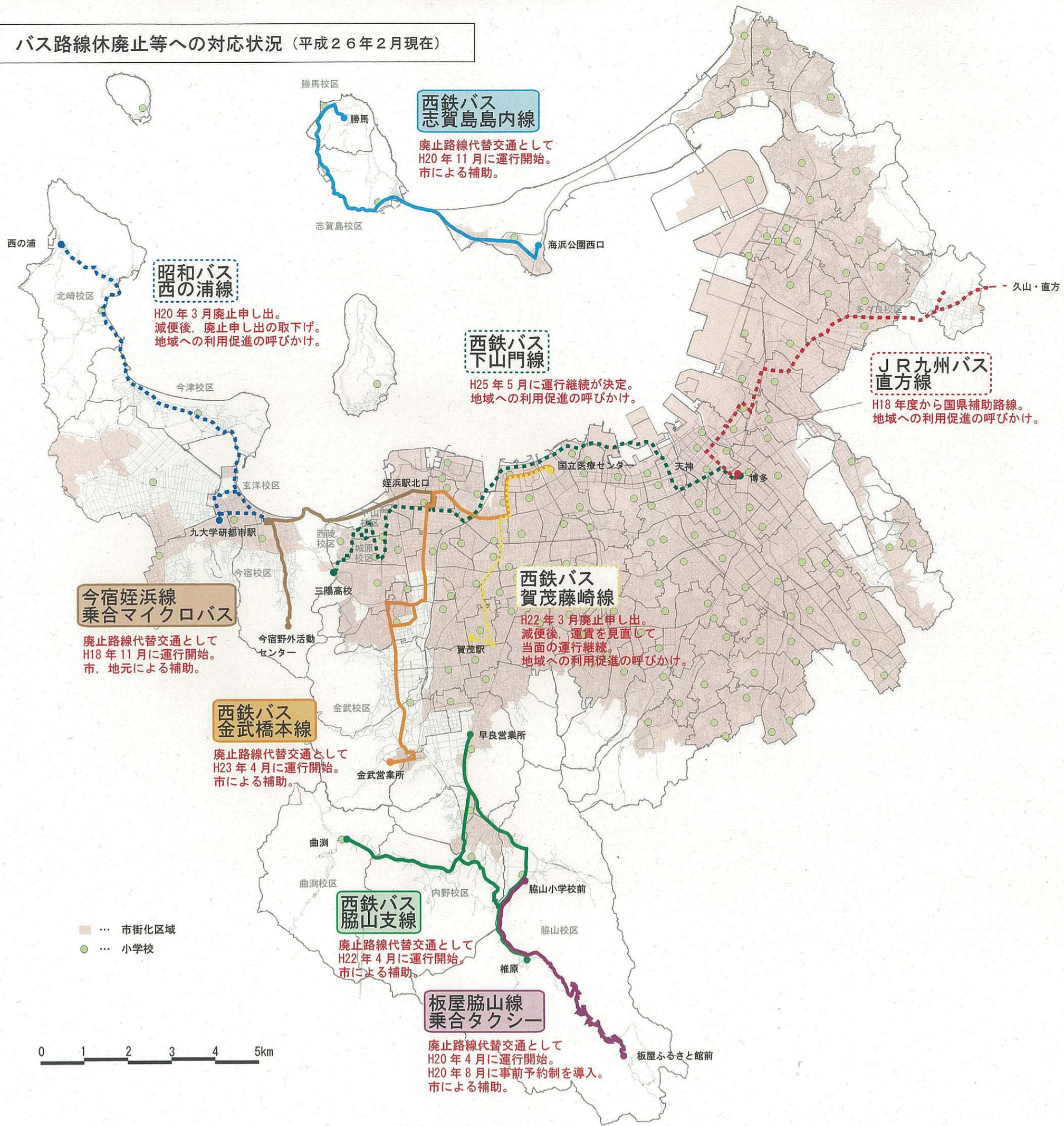
【要綱制定趣旨】

生活交通条例に基づく休廃止対策として、路線バス又は鉄道に係る路線の廃止等に伴い公共交通空白地となるおそれがある地域（公共交通空白地等）において、市民の日常生活に欠かすことのできない必要最低限度の生活交通（通勤、通学、通院、買い物等）を確保するため、代替交通の運行支援に係る必要事項について定めるもの。

【補助要綱イメージフロー】



バス路線休廃止等への対応状況 (平成26年2月現在)



西鉄バス



昭和バス



JR九州バス



今宿姪浜線乗合マイクロバス



板屋脇山線乗合タクシー